○○校区児童育成クラブ運営委員会規程（雛形）

（名称及び組織）

第１条　本会は、○○校区児童育成クラブ運営委員会と称する。

（事務局）

第２条　本会の事務局は、○○校区児童育成クラブ内に設置する。

（事業目的および運営方針）

第３条　本会は、児童福祉法第３４条の８の２の規定に基づき、就労等により保護者が昼間家庭にいない小学校の児童に対して、放課後及び長期休業等の学校休業日において、家庭に代わる適切な生活及び遊びの場を提供することにより、児童の健全な育成を図るとともに、保護者の子育てと就労の両立を支援することを目的として当該事業を行うものとする。

本会は、クラブを運営するにあたり、家庭、学校、地域との連携のもとで、児童の発達段階に応じた適切な支援を提供することにより、児童及びその保護者が、安全かつ安心してクラブを利用することができるよう必要な措置を講じなければならない。

（構成）

第４条　本会は、以下の構成員を委員として組織する。

　自治会長、民生児童・児童委員、小学校長、教頭、ＰＴＡ会長、保護者代表、その他児童の健全育成に熱意を有する者

（役員およびその任務）

第５条　本会に以下の役員を置き、その任務は以下のとおりとする。

　・会長　　（１名）　　本会の会務を総括する。

　・副会長　（１名）　　会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。

　・事務局長（１名）　　計画・立案・指導など、本会の運営に係る事務を担当する。

　・会計　　（１名）　　運営費、会費その他収入及び支出に係る事務を担当し、予算書並びに会計報告書を作成する。

　・監事　　（１名）　　会計監査を行い、本会にその結果を報告する。

（役員の選任および任期）

第６条　役員の選任は、委員の互選とし、任期は１年とする。ただし、再任を妨げない。なお、役員に欠員が生じた場合は、補充することができる。この場合における補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第７条　本会の会議は、毎年○月、○月、○月及び○月に会長が召集して開催する。

２　前項に定めるもののほか、会長は必要に応じて臨時に会議を召集することができる。

３　会議の議長は、会長が務める。

４　会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

５　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

（指導員）

第８条　指導員の雇用は本会が行う。

２　本会は、クラブを利用する児童に対して適切な支援を行うため、以下のとおり指導員を配置しなければならない。

①児童の利用する時間を通じて、必ず２名以上の指導員を配置しなければならない。

②クラブに利用登録している児童数に対して、下記に定める員数を満たすよう配置に努めなければならない。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 登録児童数 | 主任指導員 | 加配指導員 | 合計 |
| 45人未満 | ２名 | － | ２名 |
| 46人～90人 | ２名 | ２名 | ４名 |
| 91人～135人 | ３名 | ３名 | ６名 |
| 136人～180人 | ４名 | ４名 | ８名 |
| 181人～225人 | ５名 | ５名 | 10名 |

③必要に応じ、上記の員数を超えて指導員を配置することができることとする。

④上記の員数の内訳について、特段の事情により主任指導員の一部が欠ける場合は、加配指導員を以ってその代わりに充てることができることとする。

⑤利用する児童が登録児童数に比べて著しく少ない場合は、上記の「登録児童数」を「利用している児童数」と読み替えた場合の員数を満たすよう配置に努めなければならない。この場合において、主任指導員が少なくとも１名配置されるよう努めなければならない。

⑥特別な支援を要する児童を受け入れている場合は、当該児童が適切な支援を受けることができるよう指導員の配置について留意しなければならない。

３　指導員の業務は以下のとおりとする。

（１）主任指導員

1. 児童がクラブにおいて健康で衛生的な生活が出来るよう支援すること
2. 児童の出欠確認をはじめとする安全確認や、活動中及び来所・帰宅時の安全確保に努めること
3. 児童の活動状況を把握し、健康管理や情緒の安定に努めること
4. 遊びを通して、児童の自主性、社会性、創造性が培われるよう努めること
5. 連絡帳等を通じた家庭との日常的な連絡、情報交換に努めること
6. 学校や地域、行政との連携による児童健全育成の推進に努めること

（２）加配指導員

主任指導員の業務を補佐すること

４　指導員の勤務日、勤務時間、賃金及び休暇等の労働条件については、別に定める。

（開所日および開所時間）

第９条　本クラブの開所日については、以下のとおりとする。

①日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～１月3日）を除く年間２５０日以上を開所日とする。

②運営委員会が土曜日におけるクラブ開設日を設定する場合は、利用児童の保護者に対して最も利用しやすい日となるよう努めるとともに、開設日程が利用児童の保護者に適切に周知されるよう努めなければならない。

③災害等のやむを得ない理由により開所できなかった場合は、上記①の開所日数に加えることができる。

２　本クラブの開所時間については、以下のとおりとする。

①学校登校日においては、放課後から午後５時３０分（または午後６時）を基本の開所時間とする。

②長期休業日及び土曜日等の学校休業日においては、午前８時３０分（または午前８時）から午後５時３０分（または午後６時）を基本の開所時間とする。

③学校登校日及び学校休業日を通じて、保護者からの要望により上記の開所時間から午後６時３０分まで延長預かりを実施するものとする。

④災害等のやむを得ない事情があった場合は、上記の時間と異なる開所時間とすることができる。この場合において、本会は、利用者への十分な周知等の必要な措置を講じなければならない。

（事業の提供内容および利用料）

第10条　本会は、利用者に対して以下の事業内容を提供し、その対価として以下に定める利用料等を徴収する。

(1)基本の開所時間内における児童の預かり

　・保護者負担金　　月額　　４，５００円

　・おやつ代　　　　〃　　　１，５００円

(2)基本の開所時間以降における児童の預かり

　・午後６時３０分までの延長負担金　　　１回３０分あたり　５０円

（・上記以降にかかる延長負担金　　　　　○○○につき　　○○○円）

※土曜日および長期休業日における食事代の実費については、利用者の負担とする。

※上記の他、行事への参加費用等の特別な負担を利用者に求める場合は、保護者会と協議の上別途定める。

（定員）

第11条　本クラブの登録児童数における定員は、○○人とする。ただし、大分市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例において規定する経過措置が適用される場合は、定員を超える児童を受け入れることができる。

２　本クラブがその開設時間において児童の生活及び遊びの場として利用することができる部分（以下、「クラブ室」という）に変更が生じた場合は、年度中途にあっても変更後のクラブ室の床面積に応じて、前項の定員を改めることができる。

（事業の実施地域）

第12条　本クラブは、大分市立○○小学校に在籍している児童を主たる利用対象とするが、大分市内のその他の小学校に就学する児童及び、大分市内に住所を有する小学校在籍児童等が当クラブへの入会を希望する場合、その利用を妨げるものではない。

（事業の利用にあたっての留意事項）

第13条　本クラブを利用する場合は、本会が指定する所定の利用申込書に、利用要件に合致していることを証明する書類等を添えて本会に提出し、事前に本会の許可を得なければならない。本会は、利用申込があった場合、申込者に対して利用の可否を書面で通知しなければならない。この場合において、利用を許可しない旨を通知する場合は、その理由を併せて明示しなければならない。

２　本クラブ利用児童の保護者は、保護者の就労先や家族構成等の利用要件にかかる内容に変更が生じた時は、変更内容を証明する書類等を添えて速やかに本会に報告しなければならない。

３　本クラブ利用児童の保護者は、本会が児童を保護及び支援する際に留意すべき事項（既往症・アレルギー症状・その他特性等を指す。以降「留意事項」という）がある場合は、利用申込時に予め本会に対してその内容を通知しておかなければならない。また、児童クラブ利用期間中において、新たに留意事項が生じた場合は、児童保護者は遅滞なく本会にその旨を通知しなければならない。

（緊急時における対応方法）

第14条　本会は、特段の事情に平常通りのクラブ運営が困難となった場合や、児童の体調が急変した場合においては、児童の安全確保を目的とする適切な手段を講じるとともに、利用児童の保護者に対して緊急事案の内容及び対処方法について迅速に周知するよう努めなければならない。

２　利用児童の保護者は、緊急時の連絡方法について複数の連絡先を予め本会に報告しておくとともに、緊急事案が発生した場合においてクラブからの連絡を遅滞なく受理できる体制を整えておくよう努めなければならない。

（非常災害対策）

第15条　本会は、軽便消火器等の消火器具および必要限度の救急用品をクラブ室に備えておかなければならない。また、非常災害に対する具体的な計画を立てるとともに、非常時の避難方法及び避難場所について、利用児童の保護者に対して予め周知しておかなければならない。

２　非常災害等が発生した場合において、本会は児童の安全を最優先に適切な避難行動をとるとともに、利用児童の保護者及び関係機関に速やかに連絡するよう努めなければならない。

（虐待防止のための措置）

第16条　本会は、児童虐待の疑いのある児童について早期発見に努めなければならない。又、児童虐待の疑いのある児童を発見した場合は、当該校区を管轄する大分市子ども家庭支援センター又は大分中央児童相談所へ通告しなければならない。

（その他運営に関する重要事項）

第17条　本会は、本クラブを利用しようとする者が、利用手続きや提供内容および相談窓口等にかかる情報を容易に入手できるよう情報提供に努めなければならない。

２　本会は、本クラブの運営状況について、利用児童の保護者及び学校、地域に積極的に情報提供を行うよう努めなければならない。

３　本会は、本クラブの運営に関する苦情等の相談窓口を設置し、苦情解決の責任主体を明確にするため、本会会長をその責任者とする。

４　本会に対する苦情等については、責任者に報告するものとし、責任者は苦情解決のため、必要に応じて運営委員会を召集する等により、適切な措置を講じなければならない。

（附則）

この規定は、平成２７年４月１日より施行する。

|  |
| --- |
| ≪参考≫「第16条　虐待防止のための措置」に関する個人情報の取扱いについて「児童虐待の防止等に関する法律」により、児童福祉施設等の運営者に通告義務がある。また、この通告にかかる個人情報の提供は、秘密漏洩や守秘義務違反に当たらない。 |

＜その他　任意規定事項＞

（総会）

第○条　総会は、運営委員会及び利用児童の保護者で構成し、毎年○月に開催する。

２　前項に定めるもののほか、運営委員会又は利用児童の保護者（または保護者会）のいずれかの総意により臨時に総会を開催することができる。

３　総会では、前年度の事業実績及び決算、次年度の事業計画及び予算を報告するとともに、本会の運営に関する重要事項について審議する。

（保護者会）

第○条　本クラブに保護者会を設置する。

２　保護者会は、入会児童の保護者によって構成し、クラブの運営や活動に対する保護者の意見交換の場として、必要に応じて開催する。

３　保護者会の運営は、保護者の代表者によって行われる。

（保護者の責務）

第○条　本会を利用する保護者は、本会が定める保護者負担金及びその他の費用について、本会が定める期日までに納入しなければならない。

２　本会を利用する保護者は、本会の主旨及び運営の目的を理解し、地域や学校と連携して本クラブの運営に協力する責務を負う。

３　利用児童の病気及びけがについては、本会に瑕疵がある場合を除き、保護者がその責を負う。

（入退会）…第13条の補足

第○条　本会の利用を希望する場合は、原則として利用開始日の○日前までに所定の利用申込書及び別に定める必要書類を本会に提出しなければならない。

２　本会を年度の中途において退会しようとする場合は、原則として退会月の○日までに所定の退会届を本会に提出しなければならない。

（会計年度）

第○条　本会における会計年度は、４月１日から翌年３月３１日までとする。

（規程の改正要件）

第○条　本規程は、本会において出席議員の３分の２以上の同意がなければ改廃できない。